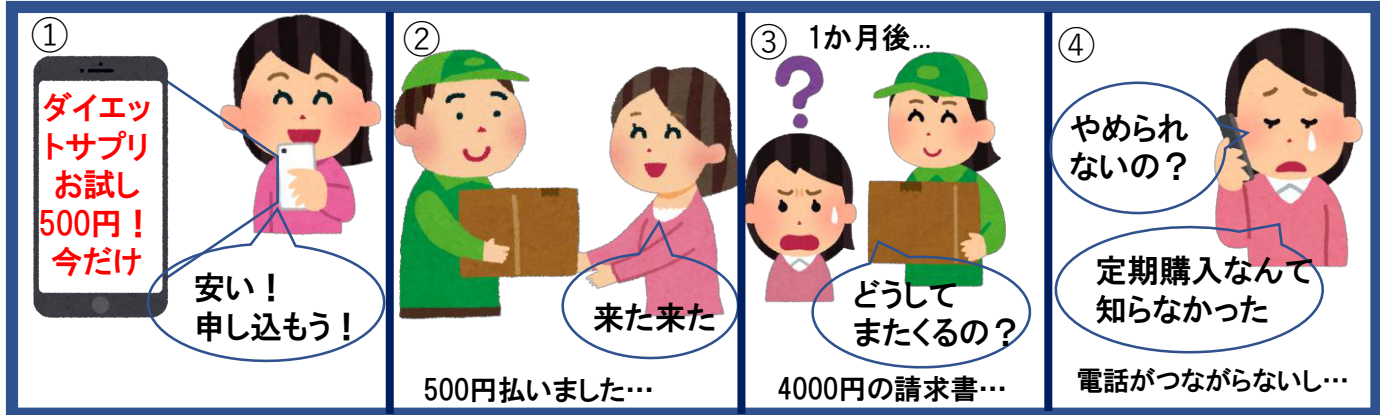


通信販売での

「定期購入」に関するトラブルにご注意！



「モニター料金90%off」「初回無料（送料のみ）」という健康食品や化粧品の広告を見たことはありませんか？

「『お得だな』と注文したら、実は何回以上の購入が条件となっている定期購入契約だった」「定期購入であることは知っていたが、解約しようと事業者に電話をかけているのにつながらず解約ができない」などの相談が多く寄せられています。

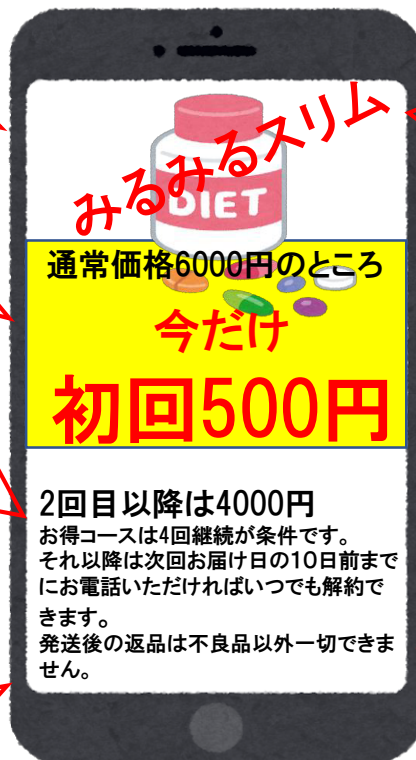
「今だけ」「モニター」「お試し」とお得な言葉が書かれていたら、定期購入かもしれません

事業者は申込み・確認画面上に、定期購入である旨や金額、契約期間等販売条件を表示しなければいけません。

SNSの広告や動画広告がきっかけで契約すると契約条件がどこに書かれているかわかりにくい時があります。

ここに注目！

画面の隅々まで確認しましょう。



事業者に連絡を取った場合、電話が繋がらなかった場合もその履歴も残しておきましょう。

注文時に見た画面や最終確認画面はスクリーンショットなどして保存しておきましょう。

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。解約・返品の条件はサイト内に書かれている「返品特約」に従うことになります。

申し込みの最終確認画面でしっかり確認しましょう。